

八丈島で手鉈遊漁を楽しむ皆様へ

手鉈遊漁者（遊泳しながら鉈・ヤス等の漁具を使って魚などを獲る人）の増加や沖合への進出により、漁船との接触事故、海水浴者等との事故が考えられます。

そのために、事故を未然に防ぎ、安全に手鉈遊漁を楽しんでいただくために関係団体とともに「八丈島手鉈遊漁ルール5箇条」を作りました。

皆様には、この趣旨をご理解いただくとともに、ルールの遵守についてご協力をお願いします。

八丈島手鉈遊漁ルール5箇条

1. 〈漁船との接触防止〉

○八丈島では漁業が盛んで、漁船が海岸線を航行することが数多くあり、これらとの接触事故を防止するため、船主も十分に注意して航行しますが、手鉈遊漁者も十分に注意して遊泳し、出来るだけ沖合いには出ないようにして下さい。

2. 〈フロートの携帯〉

○手鉈遊漁中であることが船舶から認識しやすいように、遊漁中には、「黄色」または「オレンジ色」等の海面で目立つ色のフロートを必ず携帯するようして下さい。

3. 〈漁業・ダイビング等とのトラブル防止〉

○手鉈の使用が他人の迷惑とならないよう、漁業・ダイビングや釣りなどが行われている海域では手鉈遊漁を自粛して下さい。

4. 〈海水浴場での手鉈遊漁の自粛〉

○八丈町には、海水浴場として多くの方が利用している場所があります。海水浴場には子供などが遊泳していますので、特に夏期期間は自粛して下さい。

5. 〈密漁行為の禁止〉

○イセエビ・トコブシ・天草・トサカノリなど漁業権魚種の採捕禁止。


水中銃の使用は禁止されています

八丈島をはじめ東京都全域の海面（伊豆諸島や小笠原諸島も含む）では、東京都漁業調整規則により水中銃の使用は禁止されています。詳細につきましては、東京都八丈支庁産業課水産係（TEL：04996-2-1113）または東京都産業労働局農林水産部水産課までお問い合わせ下さい。（TEL：03-5320-4850）

※ なお、皆様のご意見を参考に、実態に即した安全性の高いルールになるよう、定期的に見直す予定です。ご意見等がございましたらお知らせ下さい。

- | | |
|------------------------------|------------------|
| 1. 八丈島地区海面利用協議会事務局（八丈町産業観光課） | TEL 04996-2-1125 |
| 2. 八丈島観光協会 | TEL 04996-2-1377 |
| 3. 八丈島漁業協同組合 | TEL 04996-2-0211 |

手鉾遊漁を行う際、特に注意が必要な場所

 (レジャー客が多いところ)

島の海は、陸岸からわずかに離れた場所でも、季節や時間帯で潮流が激しく流れるところがあります。過信せず安全第一で遊漁を楽しんでください。

